

第3回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	平成26年2月27日	会場	名寄庁舎第一委員会室	案件	平成26年第1回定例会付託 議案について他
出席委員	竹中憲之、山口祐司、佐々木寿、佐藤 靖、山田典幸、上松直美				
委員外議員	川村幸栄				
欠席議員					

議 題

経済部

- 1、平成26年度第1回定例会付託議案「名寄市公設地方卸売市場条例の廃止」について

質 疑

問 第1回常任委員会において（1月10日開催）理事者側は条例を廃止しなくても貸付が出来るとの答弁で議論は止まっている。自治法で疑義があるから整理をしたとの説明では理解が出来ない、廃止提案に至った詳しい経過について説明を求める

答 上位法との問題も含め検討した結果、法解釈等（自治法）の部分も含めて条例を存置したままでの無償貸付には疑義が生じてきた、精査の結果、一旦条例の廃止をして新たな形での取り組みとなった。

行政財産から普通財産に移行させ新たに無償貸付をする提案に改正させて戴き第1回常任委員会の答弁から変わった事について陳謝する。

問 市場運営委員会に関わって丸鱈（株）が倒産した時、運営委員会は開催されていなかった、今回の条例廃止提案に関わる市場運営委員会の開催はされたのか。

答 1月24日に運営委員さん個々に廃止提案に至る経過も含めて報告をしたが、運営委員会は開催していない。また条例が廃止となれば運営委員会の根拠もなくなるため、報告と意見を頂くという対応は行政として考えている。

問 条例廃止に伴う経過措置では、特別会計を1年残すとなっている、廃止となれば事業収入は無いと考えるが

答 現時点で市場条例が残っており特別会計も同様である、既に平成26年度の予算が提案されており条例の廃止は議決案件であり予算案提案後の決定となるため平成26年度の予算につきましては従前による予算とさせて頂きました。

平成26年度第1回定例会付託議案「名寄市公設卸売市場条例の廃止」について原案の通り可決すべきものと決定をした

報告者 経済建設常任委員長 竹中憲之